

特集 巨大地震の備えに 必要なこと

問合せ 危機管理課 (☎983-2650)

「東海地震は必ず来る」と言われ続けています。しかし、自分の住む場所だけは大丈夫だと思いませんか。起こりうる状況を知り、イメージすることで、効果的な防災対策を実践しましょう。



▲防災体験教育事業（イザ！カエルキャラバン！ in 西小）の様子

第4次地震被害想定

県では、東海地震を含む駿河トラフ・南海トラフおよび相模トラフを震源域とする地震被害を一定の条件にあてはめて被害想定し、市町単位で推計したものを平成25年に公表しました。これによると、三島市の最大被害は次のとおりです。

●市内における最大の被害（相模トラフ沿いで発生）

地震動 (市内)	震度6強 42.6km ² (69%) 震度6弱 13.8km ² (23%) 震度5強 5.0km ² (8%)
津波	市内に浸水の可能性はない
全壊・焼失 棟数	市内：約 2,700 棟 (県内：約 27,000 棟)
死者数	市内：約 20 人 (県内：約 6,000 人)

●震度6強の状況

人間	立っていることができず、はわないと動くことができない。
屋内の状況	固定していない家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。
屋外の状況	多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されてないブロック塀のほとんどが倒壊する。



◀防災体験教育事業（イザ！カエルキャラバン！ in 西小）の様子

「自助」「共助」が命を救う

静岡県が公表した第4次地震被害想定では、市内の最大震度は6強となっております。大災害時には、市が担う「公助」には限界があり、被害を最小限に食い止めるには、平時から市民の皆様の「自助」と「共助」の取り組みが非常に重要になってきます。

まずは、建物の耐震化、家具の転倒防止を図り、自宅を安全な場所にしてほしいと思います。

また、大災害時に力を発揮するのは地域の自主防災組織です。普段から積極的に地域の行事に参加するなど災害に強いコミュニティをご近所みんなで作って上げていく必要があります。特に高齢者や障がいのある方、避難支援を必要とする方々を地域で助け合う体制づくり「自らの地域は皆で守る！」という心構えを共有していただきたいと思います。

防災対策の強化に向け市民の皆様と連携し、さらに一層取り組んでまいります。

三島市長 豊岡 武士



地震が発生しても自分の家に住み続けるために

阪神・淡路大震災では、6,000人以上の貴い命が失われましたが、その約8割が建物の倒壊などによるものでした。「自らの命は自ら守る」ために平時から対策をとりましょう。

『自助』

家で生活していくために ～7日分の水・食糧・物品の備蓄～

備蓄をチェック

- 水（1人1日3ℓ×人数分）
- 食料（賞味期限1年以上の普段食べている缶詰などを食べたら買い足すローリングストック法にて備蓄）
- トイレ用品
- 乾電池、カセットコンロなどのほかに各家庭の事情に応じた物品を備蓄



▲備蓄品の例（7日分）

ケガをしないために ～家具の固定～

近年発生した大きな地震では、家具類の転倒・落下や割れたガラスによる負傷者が全体の約3～5割を占めています。建物自体に被害がなかった家でも本棚やタンスが倒れてケガをする人がいます。必ず家具の固定を行い、ガラス窓には飛散防止フィルムを貼りましょう。

市では、自力で家具の固定器具の取り付けが困難な高齢者世帯などを対象に、無料で家具の固定を実施しています。ただし、取り付け器具は有料です。※1世帯あたり5品まで

問合せ 危機管理課（☎983-2650）

建物の耐震化に市の補助制度をご利用ください

家屋の倒壊を防ぎ、大切な家族の命を守るためには、建物の耐震性を強化することが必要不可欠です。耐震化をお考えの際には、ぜひご相談ください。

●木造住宅の耐震補強支援

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅は、現在の基準と比較すると耐震性が低いため、特に耐震化が必要です。無料の耐震診断が受けられ、倒壊の危険性がある場合には、補強工事に対する補助制度があります。

●住宅リフォーム事業費補助金

住宅の耐久性や安全性を高めることなどを目的としたリフォーム工事を、市内施工業者に発注する場合には、10万円を限度（補助率1/10）に補助制度があります。※木造住宅耐震補強助成事業と併せて実施するリフォーム工事については限度額15万円（補助率1.5/10）

●ブロック塀等耐震改修補助事業

地震発生時に倒壊し、人々に被害を与える危険性の

ある、道路に面するブロック塀などを撤去する経費について18万円（1敷地あたり）を限度に補助制度があります。また、地域防災計画で設定されている緊急輸送路、避難路または避難地などに面するブロック塀などを、安全なものに改善する場合には、25万円（1敷地あたり）を限度に補助します。

●耐震シェルター整備事業

65歳以上の人のみが居住する住宅や、身体に障がいがある人（障がい程度1級、2級）などが居住する住宅で、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の1階部分に耐震シェルターを設置する場合には、12万5千円を限度（補助率1/2）に補助制度があります。

補助制度については事前に申請が必要です。対象工事など詳しくは、建築住宅課（☎983-2644）へお問い合わせください。工事着手後の申請はできません。